

みやざき有機農業拡大加速化事業に関する業務仕様書

1 目的

環境への負担軽減に対する関心が世界的に高まっている中、農業分野においては農業の持続可能性に資する取組である「有機農業」が注目されている。宮崎県でも有機農業の推進を図っているが、有機農産物は特定の実需者が求める傾向にあるため、販路が限定的で開拓が困難な状況にある。

このため、消費地における本県有機農産物の実需ニーズを調査するとともに、調査結果に基づくマッチング機会の創出など、販路拡大に向けた取組を強化していくことで、県内はもとより、関東、関西、福岡など消費地における有機農産物の販路拡大を図り、県内有機農業の発展に資することを目的とする。

2 委託業務の範囲

(1) 有機農産物の実需ニーズ調査

宮崎県における有機農業の現状と課題を理解した上で、県産有機農産物の実需ニーズの調査、調査結果のとりまとめ及び報告書を作成すること。

① 調査内容

- ・ 調査対象： 関東・関西・福岡および県内の食品小売店（スーパー等）、飲食店、ホテル等。100社以上を目標とする。
- ・ 調査方法： ネットリサーチによる市場調査とする。別途、実需ニーズを効率的に把握できる手法があり、県が認めた場合はその手法で実施することも可能とする。
- ・ 調査項目： 県産有機農産物を取り扱う意向の有無、取扱希望品目および数量及び時期、県産有機農産物を活用したイベントやフェアの開催意向、その他、県産有機農産物の需要拡大に繋がる情報等。

② 調査結果のとりまとめ及び報告書作成

- ・ 有機農産物の実需ニーズ調査結果は、県内生産者がホームページ等で閲覧し、その後のマッチング商談に繋がるようにするため、調査結果を一覧表等にとりまとめホームページ等で活用できる形式とすること。
- ・ また、調査結果をホームページ等で掲載する際、県内生産者に限って閲覧できるように仕組みとすること。
- ・ 調査結果について、報告書を作成、提出すること。

[報告書部数]

- ・ A4両面カラー
- ・ 部数 印刷物（5部）、CD（1枚）
※電子メールによりデータでも送付すること

(2) マッチング商談会の企画運営及び個別商談支援

宮崎県産の有機農産物・加工食品の販売拡大を図るため、生産者や実需者との商談会などを企画し運営すること。なお、その際、消費者や流通業者が参加することも可能とする。また、生産者が実需者と個別で商談を進める際の支援をすること。

① マッチング商談会の企画運営

- ・ マッチング商談会は、次の例を参考に企画すること。商談会の規模や回数は問わない。

参考 a. 生産者と実需者が一堂に会する商談会

※ただし、開催場所は宮崎県内で実施するものとする

参考 b. 実需者が来県し、県内生産者を巡回しながらの商談会

その他、効率的な方法により実施する商談会で、県が認めるもの

- ・ マッチング商談会に係る経費の支払を行うこと。経費は次のものを対象とする。
 - a. 会場使用料
 - b. バス等の借上料
 - c. その他、マッチング商談会に必要な経費で県が認めるもの

② 個別商談支援

- ・ 生産者が実需者と個別商談（①のマッチング商談会後の商談や、①を経ずに生産者と実需者が別途行う商談も含む）を行う際に発生する経費の支払いをすること。経費は次のものを対象とする。

a. 有機農産物のサンプル代金

※サンプル代は、費用の1/2、上限2万円とする。

b. サンプル送料

c. 生産者の旅費等

③ 報告書作成

- ・ マッチング商談会、その後の商談支援の結果について報告書を作成、提出すること。

[報告書部数]

- ・ A4両面カラー
- ・ 部数 印刷物（2部）

※電子メールによりデータでも送付すること

(3) 広報用ツールの制作

県産有機農産物の認知度向上、イメージアップのため、次のツールを制作すること。

① 広報用ツールの制作

- ・ 以下の内容を含む動画を制作すること。
 - a. 宮崎県の有機農業のPR
 - b. 有機農産物、有機JAS制度についての説明

なお、制作したものの著作権は全て宮崎県が有するものとし許可なく他の目的への転用を禁じる。

② 報告書作成

- ・ 広報用ツールの制作結果について報告書を作成、提出すること。

[報告書部数]

- ・ A4両面カラー
- ・ 部数 印刷物（2部）、CD（1枚）
※電子メールによりデータでも送付すること

(4) 留意事項

- ① 委託業務の実施にあたっては、実施内容や予算等について、予め県に協議し業務を実施すること。
- ② ニーズ調査及び広報用ツールの制作において、国や他都道府県、およびリサーチ事業者などの調査情報を利用する場合には、情報元の著作権等に抵触しない様、利用する前に著作権者への確認及び了解を得ること。

(5) 報告書の提出

委託業務の報告は、宮崎県農政水産部農業普及技術課あてに提出すること。

3 委託事業に係る経費について

次の各号にかかる経費は、支出対象外経費とする。ただし、事前に県に協議の上了解を得たものについては、その限りではない。

- (1) 5万円以上の機械・器具等の備品購入費
- (2) 会議での食糧費
- (3) 団体等へ加入するための負担金
- (4) 租税公課（消費税及び地方消費税は除く）

4 その他

- ・ 委託業務の実施に当たっては、業務従事者はもとより、県民やサービス利用者等の第三者から事業執行や予算の執行又は業務従事者の勤務態度に関して、批判を受けることのないよう十分配慮するとともに、万一批判やトラブルが発生したときは、速やかに問題の解決に当たること。
- ・ 県に定期的に事業の進捗報告や協議を行うこと。
- ・ この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項は、県と受託事業者が協議して決定するものとする。